平成２１年（フ）第１２８号
千葉県東金市家徳97―１ゆりの木荘208、住民票上の住所千葉県山武郡横芝光町北清水5103番地７
債務者　松下　増美
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０号
岐阜県多治見市小名田２―90　イースタンハウス205号、住民票上の住所岐阜県多治見市虎渓山町２丁目17番地
債務者　大賀　秀起
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２８３号
愛知県一宮市あずら１丁目３番15号　ハイメゾンべるのーぶ302号
債務者　荒津　菜月
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６９号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1119番地１
債務者　小室　敦子
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１４０４号
大阪府大東市新田東本町８番42号
債務者　板屋　義一
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４７８号
大阪府枚方市招提元町２丁目39番４号
債務者　水本　茂見
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４１６号
大阪府大東市三箇４丁目15番１号　クリアポート山本301号
債務者　小川　千帆
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５７６号
大阪市東淀川区豊里７―16―６―303、住民票上の住所大阪市東淀川区井高野１丁目30番15―402号
債務者　橋本　世津
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７１２号
大阪府八尾市桜ケ丘２丁目216　グランデール桜ケ丘305、住民票上の住所大阪府八尾市刑部２丁目222番地
債務者　糸川　清美
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７１９号
大阪府高槻市柳川町１丁目７番27号
債務者　中村　一江
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８０８号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番１―409号
債務者　中川　章治
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２２１号
大阪市東淀川区菅原７丁目11番14―502号
債務者　矢島　　健
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２５９号
大阪市鶴見区浜４丁目15番５―401号
債務者　佐藤美智子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２７０号
大阪市西成区旭１丁目10番17号　第５高田マンション16号
債務者　藤井　幸一
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８９号
大阪市住之江区御崎６丁目１番17号
債務者　奥田　悦子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３００号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目３番25号
債務者　深迫塗装こと　深迫　茂隆
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３８０号
大阪府東大阪市豊浦町３番26―101号
債務者　尻無　正代（旧姓溝上）
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部